

（特定健康診査」と呼ばれる健診を町で実施しています。

国保加入者の特定健診受診率は、平成23年度で25%を下回り、4人に1人も受診していただけていない状況です。平成20年度から健診の制度が大きく変わり、申し込み方法なども複雑となったことから、今まで以上にわかりやすく、気軽に受診しやすい環境を整えていきます。

年に一度はご自身の健康状態を確認する意味でも、是非、健診を受けてみてください。

「今まで病院にも行ったことがないし、体調も悪くないから大丈夫！」と思っている方も多いかもしれませんが、健診を受けることにより『健康であることの証』にしてみたいかがでしようか。

これまで健診を受診している方も、引続きよろしくお願ひします。

なお、本町国保独自で脳ドック検診費用に対する助成も行っています。

人間ドックに比べて割高感のある脳ドックですが、苦小牧市と千歳市内の指定の病院に限り、安い費用で受診す

ることができます。年に一度広報で募集しますので、必ずチェックしてみてください。（今年度の受付は終了しています。）

また、日々の生活習慣を見つめ直しながら、気軽に楽しく健康なカラダづくりができる「ほっとぬくもり健康倶楽部」や教育委員会で実施している「水中運動教室」も開催しています。この機会に参加してみたいかがでしようか。



次号では赤字を埋めるために、どのくらいの値上げになるのか、例を挙げながらご説明します。

国保税は計画的に納めましょう

国保税は、原則6月から12月の7回に分けてお支払いいただいています（平成24年度の納期限は左表のとおり。なお、年度の途中で加入した場合は別途ご案内します）。

たまには、「忙しくて支払いを忘れてしまった」ということもあるのではないのでしょうか。そんな方には口座振替をお勧めします。平成22年度現在で約半数の方が口座振替を利用しています。開始には手続きが必要ですのでお問い合わせください。

お支払いが困難な場合は、さらに分割してお支払いいただくことも可能ですので、支払いが難しいからといってそのままにせず、まずはご相談いただき、一緒に方法を考えていきましょう。

期別	納期限
1	7月 2日
2	7月 31日
3	8月 31日
4	10月 1日
5	10月 31日
6	11月 30日
7	12月 28日

納期限までの納付にご協力ください



タイヤロックは車両の際に差押えを行います。

ご相談にもお越しいただけないまま、あるいはご相談に来ていただいても理由なく約束が守られず未納が続いた場合は、短期証や資格証明書※の交付も検討します。それでもなお未納が続く場合は、文書、電話、訪問による催告を強化、徹底し、最終的には自動車を含む財産の差押えを執行します。

なお税務課では昨年、タイヤロックを購入し、差押えの環境を整備しました。

※短期証 資格証明書とは…

通常、皆様にお渡しする保険証は一年を有効期間としていますが、未納が続くと3か月を有効期限とする保険証に切替えを行っており、これを「短期証」と呼びます。期限を短くすることにより、未納者と相談できる機会を増やすことを目的としています。

それでもなお未納が続く場合で、かつ、資力があると判断できる場合については「資格証明書」を交付します。

これは、通常の保険証や短期証と異なり、保険証としての機能がなく、病院で10割全額を自己負担しなければなりません。本来の自己負担割合との差額は、役場での申請により対象者へ返還しますが、その返還金は未納の国保税へ充てられる場合があります。

